
◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は、16名です。定足数に達していますので、平成30年第6回新ひだか町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規程により、16番、城地君、2番、川端君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日に決定いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長(大野克之君) あらためましておはようございます。それでは行政報告を申し上げます。

初めに、三石第2簡易水道施設漏水事故についてでございます。この度、三石地区で水道本管の漏水とそれに伴います断水がありましたことにつきましてご報告をいたします。

三石地区第2簡易水道は富沢地区に浄水場がございまして、福畑地区の配水池から蓬栄、富沢方面と、歌笛、本桐、梟舞方面への2つのルートで水を供給してございます。9月の29日夜から本桐地区で水の濁りが発生いたしまして、その濁りを取り除く作業を進めておりましたが、10月6日には歌笛、本桐、梟舞へ供給しております直径200ミリの管の繋ぎ手が配水池の下流で外れておまして漏水が発生し、本桐市街地から南側では水圧の低下が避けられず、また、本桐神社の北側から歌笛地区全域で断水となったところでございます。その復旧には10月16日まで時間を要したところでございます。さらに10月26日には再び水圧の低下が見られ調査いたしましたところ、管の外れが複数カ所発見され、その復旧には11月1日までかかったところでございます。断水や給水所の開設情報につきましては、広報車ですとかチラシ等によりまして状況に変化があ

るごとに情報提供をさせていただいたところではございますが、数度にわたります断水等により利用されている皆様方にご不便をおかけしましたことをこの場をお借りしてお詫び申し上げます。配水管が外れました主な原因につきましては、配水管が敷設されております地盤が変動を起こしたものであるというふうに思われます。また、現在、暫定復旧の状態でございますが、今後本復旧に向けまして鋭意努力してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次に行政報告の資料の1ページでございますが、台風及び地震によります被害状況につきましてご報告申し上げます。

1ページの2でございます。9月4日から9月5日の台風21号による被害状況については、記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、(2)9月6日の北海道胆振東部地震による被害状況についてでございますが、記載のとおりでございます。なお、この度の地震被害によりまして、1名の町民の方がお亡くなりになられたところでございます。心からご冥福をお祈りする次第でございます。

続きまして4ページにまいります。9月30日から10月1日の台風24号によります被害状況、記載のとおりでございます。この3件の災害に伴う被害状況の報告につきましては、それぞれ表の右上のところに記載しております記述によりまして状況をまとめてございますが、今後取りまとめた被害状況につきましては、次回以降の議会におきましてご報告をさせていただく予定としております。特に北海道胆振東部地震に伴います被害状況におきましては、この度の報告において町内大型店舗の被害状況等につきましては、まだ取りまとまっていない部分があることにつきまして、ご承知おきをいただきたいというふう存じます。

次に寄附の件についてでございますが、記載のとおり1件の寄附がございました。寄附者のご厚志に感謝申し上げ、有効に活用させていただきます。

次に5ページでございます。工事に係ります入札等の執行についてでございますが、12件の工事に係る入札を行いました。詳細につきましては、7ページから12ページの資料のとおりでございます。

めくっていただきまして6ページでございますが、2件の委託業務に係る入札を行いました。この結果はご覧のとおりでございますが、その詳細につきましても12ページ及び13ページの資料のとおりでございます。

以上で行政報告を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長(福嶋尚人君) 行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、報告第1号 継続費の精算報告についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) おはようございます。ただいま上程されました報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号は継続費の精算報告についてございまして、平成27年3月20日及び平成28年3月18日に設定した継続費について平成29年度で継続年度が終了したので、地方自治法施行令

第 145 条第 2 項の規程により報告するものでございます。

1 枚おめくりください。平成 29 年度新ひだか町継続費精算報告書でございます。

初めに一般会計でございますが、2 款総務費、1 項総務管理費、総合町民センター建設事業で平成 27 年度から平成 29 年度の 3 カ年事業でございます。総額で申し上げますが全体計画は事業費総額 19 億 6,481 万 1,000 円で、財源内訳でございますが国、道支出金が 9,565 万 6,000 円、地方債 18 億 6,650 万円、一般財源は 265 万 5,000 円でございます。実績でございますが支出済額総額で 19 億 6,480 万 9,970 円、財源内訳は国、道支出金、地方債は全体計画と同額でございます。一般財源は 265 万 3,970 円でございます。全体計画から実績を差し引きしました比較でございますが、総額で 1,030 円でございます。財源につきましては全て一般財源でございます。

次に総合町民センター外構整備事業でございますが、平成 28 年、29 年度の 2 カ年事業でございます。全体計画は事業費総額で 4,967 万 5,000 円で財源内訳は国、道支出金 224 万 9,000 円、地方債 4,710 万円、一般財源は 32 万 6,000 円でございます。実績でございますが、支出済額総額で 4,967 万 4,600 円、財源内訳は国、道支出金、地方債は全体計画と同額、一般財源は 32 万 5,600 円でございます。比較でございますが、総額で 400 円でございます。財源につきましては全て一般財源でございます。

次に、6 款農林水産業費、3 項の水産業費、対空射撃場周辺漁業用施設設置事業でございますが、平成 28 年度、29 年度の 2 カ年事業でございます。全体計画は事業費総額で 2 億 8,747 万 9,000 円でございます。財源内訳は国、道支出金 2 億 2,998 万 2 千円、地方債 5,740 万円、一般財源は 9 万 7,000 円でございます。実績でございますが、支出済額総額で 2 億 8,747 万 8,500 円で財源内訳は国、道支出金、地方債は全体計画と同額、一般財源は 9 万 6,500 円でございます。比較でございますが、総額で 500 円でございます。財源については全て一般財源でございます。

1 枚おめくりください。下水道事業特別会計でございます。1 款下水道費、1 項下水道費、静内終末処理場長寿命化事業で平成 28 年度、29 年度の 2 カ年事業でございます。こちらも総額で申し上げますが、全体計画は事業費総額 4 億 4,030 万円で財源内訳は国、道支出金 2 億 4,109 万 5,000 円、地方債 1 億 9,920 万円、一般財源は 5,000 円でございます。実績でございますが、支出済額、財源内訳とも全体計画と同額でございます。その結果、全体計画と実績の差でございますが比較も全ての欄でゼロとなっております。

次に、三石浄化センター長寿命化事業で、平成 28 年度、29 年度の 2 カ年事業でございます。こちらも総額で申し上げますが、全体計画は 5,180 万円で財源内訳は国、道支出金 2,849 万円、地方債 1,950 万円、その他こちらは受益者分担金でございますが 374 万 6,000 円、一般財源は 6 万 4,000 円でございます。実績でございますが、支出済額は全体計画と同額、財源内訳でございますが、国、道支出金も全体計画と同額、地方債は 1,890 万円、その他 419 万 5,000 円、一般財源は 21 万 5,000 円でございます。全体計画と実績との比較でございますが、事業費総額及び財源内訳のうち、国、道支出金はゼロで地方債は 60 万円、その他はマイナス 44 万 9,000 円、一般財源はマイナス 15 万 1,000 円となっております。

以上で報告第 1 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

本件に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。
これから報告第1号 継続費の精算報告についてを採決いたします。
お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、報告第2号 専決処分の報告について(平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第4号))を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) ただいま上程されました報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号は専決処分の報告についてでございます。地方自治法第179条第1項の規程により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規程により報告し承認を求めます。

1枚おめくりください。平成30年専決処分第2号専決処分書でございます。専決処分年月日は平成30年9月26日でございます。専決処分の内容でございますが、平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第4号)でございます。去る9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震によりお亡くなりになられた町民の遺族に対しまして、新ひだか町災害弔慰金の支給等に関する条例の規程に基づき速やかに災害弔慰金を支給するため専決処分を行ったものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それでは、一般会計補正予算の内容についてご説明をいたします。

もう1枚おめくりください。

平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第4号)でございます。平成30年度新ひだか町の一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億2,172万8,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表のとおりでございます。

それでは歳出事項別明細書より説明をいたします。

一般6ページをお開きください。

3、歳出でございます。3款民生費、3項、1目災害救助費に500万円を追加し、500万円とするものでございます。事業目1、災害救助経費でございますが、災害弔慰金でございます。先程もご説明いたしましたが、新ひだか町災害弔慰金の支給等に関する条例第5条の規程に基づき500万円を計上しているものでございます。財源につきましては、災害弔慰金等負担金、道負担金となりますが、こちらを375万円充当してございます。

1枚お戻りいただいて、一般5ページをお開きください。

2、歳入でございます。歳入の説明につきましては、歳出の説明時に充当財源として説明してまいりましたので省略させていただきます。収支調整につきましては、10款、1項、1目、1節地方交付税125万円の追加で調整をさせていただいております。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(福島尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

本件に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから報告第2号 専決処分の報告について(平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第4号))についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

◎報告第3号から議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第6、報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償額の決定について)から、報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償額の決定について)までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) おはようございます。ただいま上程されました報告第3号から報告第5号につきましては、職員の運転する公用車と1台の車両との交通事故に係るもので、報告第3号は相手側車両を運転しておられた方、報告第4号はその車両に同乗しておられた方、報告第5号はその車両に係るものとなります。

それでは報告第3号のページをお開きください。

報告第3号は専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規程により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規程により報告するものでございます。

1枚おめくりいただき、専決処分書でございます。

平成30年専決処分第3号で、専決処分年月日は平成30年9月28日付けでございます。

次のページをお開きください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。新ひだか町は、平成30年4月24日に千歳市祝梅1016番地、榎本優樹氏を相手方として発生した下記損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額44万8,882円で相手方と和解するものでございます。

損害賠償請求事件の概要でございますが、平成30年4月24日午後1時10分頃、職員が三石地区で用務を終え帰庁のために国道を公用車で走行中、交差点の信号前を減速しながら走行していましたが、前方の工事現場に気を取られブレーキが間に合わず信号待ちをしていた前方の車両に追突したものでございます。過失割合は町が10、相手方はゼロでございます。

次に、報告第4号は専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規

程により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規程により報告するものでございます。

1枚おめくりいただき、専決処分書でございます。平成30年専決処分第4号で、専決処分年月日は平成30年9月28日付けでございます。

次のページをお開きください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。新ひだか町は、平成30年4月24日に千歳市日の出3丁目16番3号松田徹雄氏を相手方として発生した下記損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額53万3,023円で相手方と和解するものでございます。損害賠償請求事件の概要等につきましては報告第3号と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、報告第5号は専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規程により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規程により報告するものでございます。

1枚おめくりいただき専決処分書でございます。平成30年専決処分第5号で、専決処分年月日は平成30年10月2日付けでございます。

次のページをお開きください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。新ひだか町は、平成30年4月24日に千歳市祝梅1016番地防衛省陸上自衛隊北部方面隊第7師団第7偵察隊長を相手方として発生した下記損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額31万6,200円で相手方と和解するものでございます。損害賠償請求事件の概要等につきましては報告第3号と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

今回の事故は、職員の不注意により発生したものでございまして、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。これまでも町民の模範となるよう交通法規の遵守、安全運転の徹底を周知し注意を喚起していましたが、今後は一層交通法規の遵守及び交通事故防止を徹底してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告第3号から第5号までの説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

報告第3号から報告第5号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償請求の決定について)を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

次に、報告第4号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認することに決定いたしました。

次に、報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、報告第5号は承認することに決定いたしました。

◎議案第1号から議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、議案第1号 平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第5号)から議案第4号 平成30年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第2号)までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) ただいま上程されました議案第1号から議案第4号についてご説明をいたします。なお、議案第4号につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

議案第1号から議案第4号は平成30年度の各会計の補正予算でございますが、今回の補正予算の概要でございますが、行政報告でも申し上げましたが、9月4日から5日にかけての台風21号及び9月6日の北海道胆振東部地震に係ります応急又は災害復旧経費について予算計上しようとするものでございます。早急に対応する必要があることから今回上程するものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それでは各会計の補正予算の内容についてご説明いたします。

報告第1号は、平成30年度新ひだか町一般会計補正予算第5号でございます。平成30年度新ひだか町の一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,381万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億554万2,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更は、第2表のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書よりご説明をいたします。

一般8ページをお開きください。

3、歳出でございます。3款民生費、1項社会福祉費、3目社会福祉施設費では70万円を追加し、2億3,711万9,000円にしようとするものでございます。事業目5、共同井戸管理経費でございますが、機械借上料でございますが北海道胆振東部地震による停電時の共同井戸4カ所の発電機借り上げに係る経費を追加計上しております。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費では45万円を追加し、9,235万円にしようとするものでございます。事業目9、簡易水道事業特別会計繰出金でございますが、内容は簡易水道事業特別会計補正予算でご説明いたします。

9 ページ、8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路橋梁維持費では 160 万円を追加し、1 億 1,292 万 7,000 円にしようとするものでございます。事業目 1、町道補修事業でございますが修繕料でございます、旭神森線ほか全 20 カ所の台風 21 号に係ります対応経費を追加計上しております。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費では 269 万 2,000 円を追加し、5 億 1,805 万 9,000 円にしようとするものでございます。事業目 2、下水道事業特別会計繰出金でございますが、内容は下水道事業特別会計補正予算でご説明いたします。

2 目公園費では 80 万円を追加し、5,316 万 2,000 円にしようとするものでございます。事業目 1、公園管理経費でございますが、修繕料でございます、真歌公園ほか全 2 カ所の台風 21 号に係ります対応経費を追加計上しております。

10 ページにまいりまして、5 項住宅費、1 目住宅管理費では 55 万円を追加し、1 億 1,440 万 9,000 円にしようとするものでございます。事業目 2、公営住宅管理経費でございますが手数料でございます、清水丘団地ほか全 2 カ所の台風 21 号に係る倒木処理経費及び北海道胆振東部地震による停電後の給水ポンプ点検費用に係る経費を追加計上しております。

9 款、1 項消防費、2 目災害対策費では 35 万円を追加し、2,706 万 4,000 円にしようとするものでございます。事業目 4、災害対策経費でございますが、北海道胆振東部地震の発生に伴い開設いたしました避難所対応経費及び本部対策経費を追加計上しております。

11 ページ、10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費では 148 万 3,000 円を追加し、1 億 1,627 万円にしようとするものでございます。事業目 2、小学校管理経費でございますが、北海道胆振東部地震により使用不能となりました山手小学校屋外トイレの解体経費及び山手小学校グラウンドの台風 21 号に係る倒木処理経費について追加計上をしております。

5 項保健体育費、2 目体育施設費では 1,030 万円を追加し、8,446 万 9,000 円にしようとするものでございます。事業目 1、静内体育館管理経費でございますが静内体育館屋根復旧工事でございます、台風 21 号による静内体育館屋根の破損復旧に係る経費について追加計上をしております。

12 ページにまいります。11 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費、1 目河川災害復旧費は 2,120 万円を追加し、8,478 万 2,000 円にしようとするものでございます。事業目 1、河川災害復旧事業でございますが、まず、修繕料でございます。北海道胆振東部地震によるあざみ川ほか、全 2 河川 2 カ所の災害復旧に係る経費を追加計上しております。財源でございますが、単独災害復旧事業債を同額充当しております。

次に、委託料及び工事請負費でございますが、こちらも北海道胆振東部地震により旧古川及び寺沢川の護岸損傷したカ所について補助災害の採択となる見込みである事から災害復旧に係る経費を追加計上してございます。財源でございますが、工事請負費に係る経費のみとなりますが河川災害復旧事業負担金、国庫負担金になりますが 1,440 万円、補助災害復旧事業債 360 万円をそれぞれ充当しております。

2 目、道路災害復旧費では 2,300 万円を追加し、7,240 万円にしようとするものでございます。事業目 1、道路災害復旧事業でございますが、修繕料でございます、北海道胆振東部地震による清水丘 1 号線ほか全 32 路線 48 カ所の災害復旧に係る経費について追加計上しております。財源でございますが、単独災害復旧事業債を同額充当しております。

13 ページ、2 項農林水産業施設災害復旧費、1 目林業施設災害復旧費では 150 万円を追加し、

1,540 万円にしようとするものでございます。事業目 1、林道災害復旧事業でございますが、修繕料でございますが、北海道胆振東部地震による平取えりも線ほか全 2 路線 4 カ所の災害復旧に係る経費について追加計上しております。財源でございますが、単独災害復旧事業債を 90 万円充当しております。

3 項その他公共施設災害復旧費、1 目社会福祉施設災害復旧費ですが 40 万円を追加し、500 万円にしようとするものでございます。事業目 1、社会福祉施設災害復旧事業でございますが、修繕料でございますが、北海道胆振東部地震による末広生活センター地盤沈下の災害復旧に係る経費について追加計上しております。財源でございますが、単独災害復旧事業債 40 万円を充当しております。

3 目総務管理施設災害復旧費では 10 万円を追加し、10 万円としております。事業目 1、既存の管理施設災害復旧事業でございますが、修繕料でございますが、北海道胆振東部地震による役場静内庁舎前タイルの災害復旧に係る経費について追加計上しております。財源でございますが、単独災害復旧事業債を同額充当しております。

14 ページにまいります。4 目児童福祉施設災害復旧費では 400 万円を追加し、400 万円としております。事業目 1、児童福祉施設災害復旧事業でございますが、児童養育相談センター分室災害復旧工事でございますが、北海道胆振東部地震による児童養育相談センター分室の外壁亀裂などの災害復旧に係る経費を追加計上しております。財源でございますが、児童福祉施設災害普及事業補助金、道補助金となりますが、こちらを 300 万円、補助災害復旧事業債 100 万円をそれぞれ充当しております。

5 目保健衛生施設災害復旧費では 32 万 4,000 円を追加し、32 万 4,000 円としております。事業目 1 保健衛生施設災害復旧事業でございますが、修繕料でございますが、北海道胆振東部地震による総合ケアセンター非常用放送設備の災害復旧に係る経費について追加計上しております。財源でございますが、単独災害復旧事業債を 30 万円充当してございます。

6 目住宅災害復旧費では 160 万円を追加し、160 万円としております。事業目 1、住宅災害復旧事業でございますが、修繕料でございますが、北海道胆振東部地震による公営住宅山手団地ほか全 2 団地の地盤沈下の災害復旧に係る経費について追加計上しております。財源でございますが、単独災害復旧事業債を同額充当しております。

15 ページ、7 目公立学校施設災害復旧費では 1,080 万円を追加し、1,080 万円としております。事業目 1、公立学校施設災害復旧事業でございますが、初めに修繕料でございます。こちらにも北海道胆振東部地震による山手小学校ほか全 2 校の教職員住宅排水管などの災害復旧に係る経費を追加計上しております。財源でございますが、単独災害復旧事業債を同額充当しております。

次に、工事請負費でございますが、こちらにも北海道胆振東部地震により静内小学校の受水槽の水漏れカ所について補助採択となる見込みである事から、災害復旧に係る経費を追加計上しております。財源でございますが、公立学校施設災害復旧事業負担金、国庫負担金となりますが 680 万円、補助災害復旧事業債 400 万円をそれぞれ充当しております。

8 目、保健体育施設災害復旧費では 196 万 5,000 円を追加し、196 万 5,000 円にしようとするものでございます。事業目 1、保健体育施設災害復旧事業でございますが、北海道胆振東部地震による温水プール稼働床制御盤の災害復旧に係る経費について追加計上しております。財源でございますが、修繕料のみの充当となりますが単独災害復旧事業債を 150 万円充当しております。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明に入りますので、一般6ページにお戻りください。

2、歳入でございます。歳入の事項別明細書につきましては一般6ページ、7ページに記載のとおりでございます。歳入の説明につきましては歳出の説明時におきまして充当財源として説明してまいりましたので、詳細な説明は省略をさせていただきますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

今回の補正予算の収支調整につきましては、10款、1項、1目、1節地方交付税2,201万4,000円の追加で調整を行ったものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

一般3ページにお戻りください。

第2表、地方債補正追加でございます。起債の目的及び限度額でございますが、土木施設補助災害復旧債360万円、その他公共施設補助災害復旧債440万円、起債の方法は普通貸借又は証券発行、利率及び償還の方法は文言記載のとおりでございます。これにより地方債の限度額を11億890万円にしようとするものでございます。

次に、第2表、地方債補正変更でございます。土木施設単独災害復旧債6,890万円を9,310万円に、農林水産業施設単独災害復旧債940万円を1,030万円に、その他公共施設単独災害復旧債500万円を950万円にし、地方債の限度額11億890万円に2,960万円を追加し、11億3,850万円にしようとするものでございます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第2号の説明に入ります。ブルーの間紙の次のページをお開きください。

議案第2号は、平成30年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。平成30年度新ひだか町の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,493万1,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表のとおりでございます。

それでは、歳出事項別明細書よりご説明いたします。

簡水6ページをお開きください。

3、歳出でございます。2款簡易水道事業費、1項管理費、1目施設管理費は45万円を追加し、3,155万5,000円にしようとするものでございます。事業目1、簡易水道施設管理経費でございますが機械借上料でございまして、北海道胆振東部地震による停電時の増圧ポンプ用発電機の借りに係る経費を追加計上しております。

以上で、歳出の説明を終わります。

1枚お戻りいただき、簡水5ページをお開きください。

2、歳入でございます。今回の補正予算の財源につきましては、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目、1節一般会計繰入金の繰出基準外で収支調整をしております。歳入につきましては、今後歳出決算見込み等により精査をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第3号の説明をいたします。

ピンク色の次のページをお開きください。

議案第3号は、平成30年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第4号)でございます。平成30年度新ひだか町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ329万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,252万円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表のとおりでございます。

第2条は地方債の補正でございます。地方債の追加は第2表のとおりでございます。

それでは、歳出事項別明細書よりご説明をいたします。

下水道7ページをお開きください。

3、歳出でございます。1款、1項下水道費、2目施設管理費では269万2,000円を追加し、2億2,098万円にしようとするものでございます。事業目1、静内終末処理場管理経費でございますが、修繕料でございます。北海道胆振東部地震による発電機を仮設するための配線の修繕を行っておりますし、機械借上料でございますが、停電時の木場町ポンプ場の発電機の借り上げに係る経費を追加計上しているものでございます。事業目2、三石浄化センター管理経費でございますが、こちらも機械借上料でございます。停電時のマンホールポンプ場の発電機の借り上げに係る経費及び大型吸引車両等の借り上げに係る経費を追加計上したものでございます。

4款災害復旧費、1項下水道災害復旧費、1目公共下水道災害復旧費では60万円を追加し、60万円にしようとするものでございます。事業目1、公共下水道災害復旧事業でございますが、修繕料でございます。北海道胆振東部地震による公共ます取付管勾配不良に係る災害復旧経費を追加計上しております。財源につきましては、単独災害復旧事業債を同額充当しております。

以上で、歳出の説明を終わります。

下水道6ページをご覧ください。

2、歳入でございます。歳入の説明につきましては、歳出の説明時に充当財源として説明してまいりましたので、説明のほうは省略をさせていただきます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

なお、今回の補正予算の収支調整につきましては、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目、1節一般会計繰入金の繰出基準外で収支調整をしております。歳入につきましては今後歳出の決算見込み等により精査をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

下水道3ページにお戻りください。

第2表、地方債補正追加でございます。起債の目的及び限度額でございますが、下水道単独災害復旧債60万円、起債の方法は普通貸借又は証券発行、利率及び償還の方法は文言記載のとおりでございます。これにより地方債の限度額を3,460万円にしようとするものでございます。

以上で、下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

これで私からの説明は終わります。議案第4号は担当課長からご説明をいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) ただいま上程されました議案第4号平成30年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、平成30年9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震に伴う費用を執行するものでございます。

第1条は総則となりまして、平成30年度新ひだか町水道事業会計の補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

第2条は収益的支出の補正となり、平成30年度新ひだか町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出では、第1款水道事業費用に75万円を追加し4億1,148万1,000円にするもので、第1項営業費用に75万円を追加し、3億6,861万4,000円にするものです。

恐れ入ります。水道の1ページをお開きください。

平成30年度新ひだか町水道事業会計予算実施計画になりますが、こちらにつきましては、次のページの収益的支出明細書で説明いたしますので、お目通しをお願いいたしまして、説明を省略させていただきます。

次に、水道の2ページをお開きください。第1款水道事業費用、第1項営業費用、2目配水及び給水費では75万円を追加し、1億3,122万2,000円にするもので、使用料及び賃借料につきましては、北海道胆振東部地震による停電に伴い柏台配水池及び東別ポンプ室に発電機を借り上げて設置したところによる機械借上料で12万円を補正するものです。修繕費につきましては、真歌配水池流入弁故障及び柏台配水池流入流量調節計の故障による交換、また、各施設の警報に係る修繕などにより一般漏水修繕費63万円の追加補正をするものです。

次に、水道の3ページは平成30年度新ひだか町水道事業予定キャッシュフロー計算書、次の水道の4ページから5ページにかけては平成30年度新ひだか町水道事業予定損益計算書、次の水道の6ページから7ページにかけては平成30年度新ひだか町水道事業予定貸借対照表となりますので、お目通しをお願いいたしまして、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第4号 平成30年度新ひだか町水道会計事業補正予算(第2号)の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、渡辺君。

○4番(渡辺保夫君) 中身については委員会で説明を受けてるので承知してますからいいんですけども、体育館の1,030万というのは全部一般財源になってるんだけど、これは全然災害だとかそういう財源が入るところはないんでしょうか。この1点だけちょっと教えてほしいんですけど。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 実は、この体育館の屋根につきましては台風21号の災害なんですけども、補助災害の採択になる場合に10分間平均が15メートル以上の風速が起きないと災害復旧の対象にならないんです。それで、今回の台風21号についてはその基準に当たらないものですから、災害復旧事業債の活用は単独であっても出来ないということでございます。それで、ほかに財源のほうについては、合併特例債とか色々検討したんですけど、合併特例債については、屋根の4分の1だけを修繕するものに合併特例債は合致しないということだったものですから、それも断

念せざるを得ませんでした。あと、北海道の振興基金というのを借り入れすることは出来るんですけど、こちらは裏財源が無いもんですから、ただ借りっぱなしになるもんですから、そうであれば一般財源の充当ということで今回は対応させていただいたところでございます。

○議長(福島尚人君) ほかに質疑ありませんか。

16番、城地君。

○16番(城地民義君) 渡辺議員と同じ関連なんですけど、財源は一般財源という事で今課長から説明があったからわかりました。

まず1つは、町有建物の災害という部分での対象にならなかったのかどうかということが1つと、体育館の東西南北のどちらの方向の屋根が飛んで支障になったのかということと、それから、1,030万の内容なんですけど、あそこは相当たっばがなくて足場の経費が相当あると思うんですけど、それらも含めまして本体の実際に屋根の吹き替えする分のこの1,030万のうちいくらになるのか、それと仮設足場の部分が概ねどれぐらいになるのか、概略でいいんですけどもそれを教えていただきたい。

以上です。

○議長(福島尚人君) 田畑課長。

○体育振興課長(田畑善側君) まず、被災力所につきましては、体育館正面から見た左側公民館側の前面部分という形になっています。それで、大体の工事の内訳で足場は確かに今回高いので200万円程度となっています。実際の面積的には360平米の破損という形になっています。

○議長(福島尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) 渡辺議員の関係の質問での被災等の関連はわかりましたけど、町有建物災害の保険等の関係があると思うんですけど、それは対象にならなかったのか、それとも入ってないから対象になってないのか、その点だけ教えてください。

○議長(福島尚人君) 田口契約管財課長。

○契約管財課長(田口 寛君) 建物災害共済の関係で私のほうから答弁させていただきます。実は、町有施設全体的な事なんですけども、実は、人が住んでる、住んでないで、今人の住んでる場所しか今建物災害共済は入ってございません。従いまして、体育館のほうは常時人が住んでるとかという施設ではないものですから、これは10年ぐらい前に全て合理化という事で廃止した経緯がございます。体育館のほうはそういったことで加入してございません。

○議長(福島尚人君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第4号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから、議案第1号 平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成30年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成30年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成30年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(福島尚人君) 日程第8、議案第5号 平成29年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案については6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規程により、2番、川端君、6番、下川君、7番、細川君、11番、田畑君、13番、建部君、16番、城地君、以上6名を指名いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会については、事件名を平成29年度新ひだか町の各会計決算に関する事項として付託し、閉会中の継続審査を承認いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会については、事件名を平成29年度新ひだか町の各会計決算に関する事項として付託し、閉会中の継続審査を承認いたしました。

休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

暫時休憩いたします。再開は放送でお知らせいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時55分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に決算審査特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に11番、田畑君、副委員長に2番、川端君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎行政報告に対する質疑

○議長(福島尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑をお願いいたします。

10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 2ページの地震被害の住家被害のところなんですけれども、16件になってるんですけど、被害件数がり災証明の数ってもっと多かったと思うんですけども、最終的に発行したり災証明の数を知りたいのと、あと、具体的に町がり災証明を受けたところにどのような対応をしていたのか、ちょっとお聞きします。

○議長(福島尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) すいません。罹災証明の数、ちょっと今手元に資料が無いのでお答えは出来ませんが、お一人の方で2回も3回もという方も結構おられますので、人数と延べ件数は後ほど報告のほうはさせていただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 今回、家が傾いたり、もう住めないというような人が何軒かあったと思うんですけど、そういうようなところに何か町として対応を考えているのかということと、柱を直したとか、壁を直したとか、そのような応急工事に対して国のほうで58万4,000円だかの災害復旧支援の制度があったと思うんですけど、この町はその制度の対象にならなかったのかどうかをお聞きしたいのと、あと弔慰金ですか、見舞金の配分等についても、今わかる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長(福島尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 支援制度の関係については対象になってないというか、ほとんどの被害が一部損壊なものですから、国の基準には満たしていないところがほとんどとなっております。それで、り災証明も1回目は災害があったということでその証明をしておりますし、その後、皆さんが入っている保険請求なんかで2次調査みたいなのをやってるんですけど、その中でも一部損壊までしかいってないという報告を今のところ受けてますので、基本的には国の助成制度を受けられるものは今のところはないのかなと思っております。あと、町として一部損壊等の住宅についての助成だとか援助ということについては、現在のところ検討もしていない状況でございます。それで、り災証明の件数なんですけど、延べで49件ということでございます。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 日赤の義援金の部分で、第1回目ということで新ひだか町には30万円の配分金として収入が入っております。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長(福島尚人君) これで本日の日程は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

以上で平成30年第6回新ひだか町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前10時59分)

未定稿